管理規程

埼玉県公営企業管理規程第六号

に定める 埼 玉 県 企業局 事 務 \mathcal{O} 委任 及 び 決 裁 に 関 す る 規 程 \mathcal{O} 部 を 改正 す る規程を 次 \mathcal{O}

令和四年四月十五日

埼玉県公営企業管理者 北 島 通 次

理規程第五 埼玉県企業局 埼玉 号) 県企 事務 \mathcal{O} 業局 _ 部を次 \mathcal{O} 事務 委任及び決裁に関する規程 の委任及 のように改正する び決裁に 関す る規程 (昭和五十二年埼玉県公営企 \mathcal{O} 部 を 改正する規 業管

あ 理 一部長に 0 ては」 七条 あ \mathcal{O} を削 見出 って は別 る。 し中 表第三及び 管 理部長、」 別 表第四 を削り、 \mathcal{O} 管理部長 同条第 \mathcal{O} 項中 専 決 「管理部長及 事 項 \mathcal{O} 欄に、 び 水道 及 部 び

第八条中「管理部長、」を削る。

て 水 は 水道部 道部 九条第二項第四号中 に 長) あっ て 」に改め、 は水道部長) 「管理部長又は水道部長」 同条第四項 に 改 が る。 中 管 理部長又は を 「局長 水道部長」 (ただ を し水道部 \neg 局長 に (ただ あ 0

水道部に 十三条第二項第三号及び第三項中 あ っては水道部長) \sqsubseteq に 改 める。 管理 部長 又 は 水 道 部 長」 を \neg 局 長 (た だ

8 する 以 别 工 别 第 事検査員、 ことが 表第四地域 10 表第 にあ + 地の \mathcal{O} 七 転 //三職員 条第二項中 2 12 加え、 引渡 売又 及 び ては できる事項に 13 及 び 17 は転貸を承認すること。 整備に関する事務の項局長の専決 地域整備事務所長」を加え、 \mathcal{O} 同 服務に 当該 中 に関すること。 項管理部長の 副 15 中 事務の主務課長) 参事 係る事案につ 管理部長」を削 関する事務 管 の 下 に 理部長」 専決事項の 4 \mathcal{O} 分譲用 11 項管理者 を削 _ り、 2 て、 総務課長、 を 欄を削る。 加え、 地 り、 管理部長が 同項管理 公共施設等 「水道部長」 \mathcal{O} 決裁 一時 事項 同 項局長 同条第三項 事 \hat{o} 部 的 財務課長、 項 不在 0 長の専決 及び \mathcal{O} 引 \mathcal{O} 臨 に 欄 時 渡 \mathcal{O} 下 的 参 1 とき 中 に 1 か な貸 事 事 に 地域整備課長、 「管理部長の 文は」 分譲用 項 関 \mathcal{O} (ただし 専 付 すること。 \mathcal{O} ま け 欄 事項 を削る。 で に 地 を 及 水 関 削 す び 0) る。 道 専 6 建 主 欄 部

附則

この規程は、公布の日から施行する。